回 覧

令和８年１１月１日

住民のみなさま

岐阜県可茂土木事務所長

土砂災害防止法に基づく区域の見直しについて（お知らせ）

日頃より岐阜県の土木行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害防止対策を実施したことによる、土砂災害（特別）警戒区域の見直しを予定していますのでお知らせします。

記

１　見直し箇所　　美濃加茂市伊深町地内（裏面参照）

２　見直しの要因　対策施設の工事が完了したため

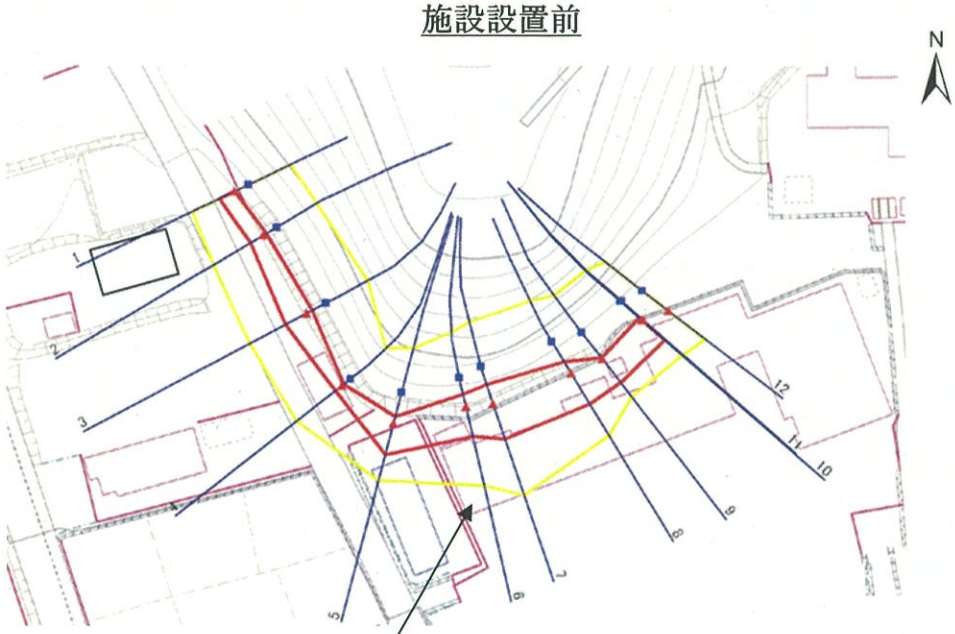
３　今後の流れ　　美濃加茂市へ意見照会を行った上で告示します

４　担　　当　　岐阜県可茂土木事務所　河川砂防課　担当　矢代、但馬

電話：0574-25-3111　（内線 325）

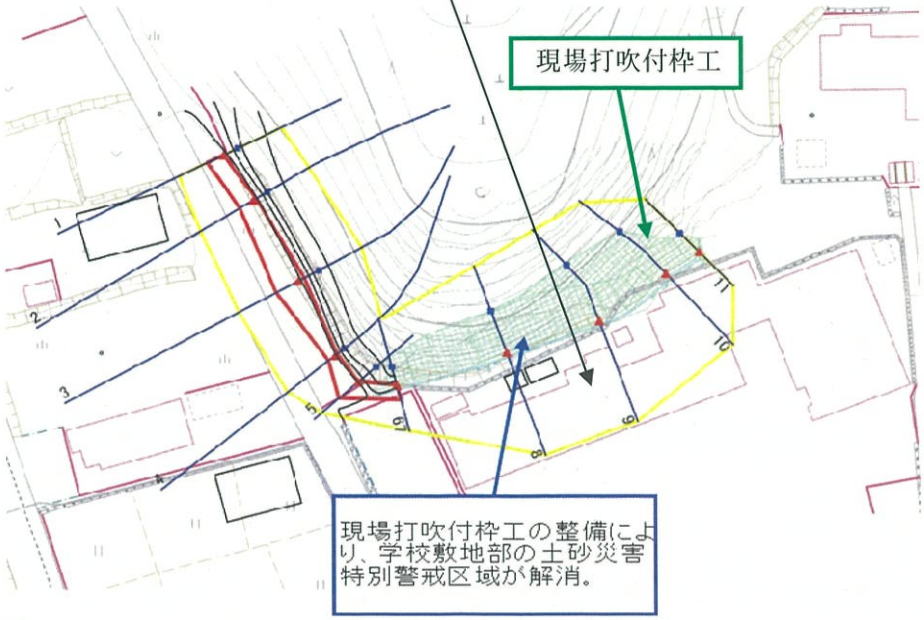
箇所名　伊深町（急傾斜地の崩壊）

施設設置前




伊深小学校

施設設置後




【凡例】

土砂災害警戒区域　（イエローゾーン）

土砂災害特別警戒区域（レッドーゾーン）